

治体の窓口申請をする必要があります。申請方法等詳細については、各自治体に確認をしてください。

5 アルバイト、ボランティア活動、インターンシップについて

学生支援課では、アルバイト及びボランティア活動について、学外から求人や案内があった場合、職種や内容を考慮のうえ、それぞれ専用の掲示板で紹介しています。

アルバイトについては、本学では学部の特性上、学業と両立させることは容易ではありません。特に1年次生は、まず大学生活に慣れることを最優先し、学業に支障をきたしたり、健康を損なうことのない範囲で行ってください。

また、個人で参加するボランティア活動及びインターンシップについても、事前にキャリア支援室を通して学生支援課に届け出て下さい。

Q&A

Q アルバイトをするうえでの注意点を教えてください。

A 深夜の仕事や風紀上問題のありそうなアルバイトは避けましょう。
なお、大学で加入している学生保険は、アルバイト先への移動や勤務中の事故や傷害は対象外です。

相談窓口  学生支援課

Q ボランティア活動、インターンシップに参加する場合は、どのような手続きが必要ですか？

A サークル活動以外のボランティアやインターンシップは個人の責任で行うものですが、万一事故が起こったとき、保険の対象となる場合があります。その際に必要となりますので、事前に学生支援課に届出をしてください。

相談窓口  学生支援課

6 ハラスメントのないキャンパスにするために

1) 基本的な心構え

本学では、ハラスメントのないキャンパスにするため、本学の全ての構成員（学生・教職員・教育研究に係わる者）は互いの人格を尊重し、協力して教育・研究・就業にふさわしい環境を作り出すことを基本としています。

2) ハラスメントの定義

本学では、相手への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の人権を侵害し、教育・研究環境、就業環境、学生生活環境等を悪化させる以下のような行為をハラスメントとして定義します。

(1) セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的性質のある言動を指します。

(2) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、一般的には、教育・研究の場において行われる嫌がらせの言動で、例えば教職員が学生に対し、指導的立場や権限を不当に利用して、退学や留年を勧める、指導を拒否する、就職・進学・単位取得の妨害をする、成績評価・卒業判定等に

において差別するなどの行為を指します。

(3) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、教職員や上級生、職務関係上で優越的地位にある者が、優位な地位を背景に圧力を加え、権利・名誉や人格を著しく傷つけるような言動を指します。

(4) その他のハラスメント

その他のハラスメントとは、相手の意に反した言動によって、不快な気持ちを抱かせ、正常な研究、職務、修学、課外活動の遂行を妨げるなどを指します。

具体例としては、

- ・「女は研究者には向かない」と言って、男性に比べ研究指導を手抜きされた。〈セクハラとアカハラの複合事例〉
- ・恋人に携帯電話を勝手に見られ、異性からのメールや通話履歴があると行って罵られた。
- ・SNS (social networking service) を使ってブログ・掲示板への個人を特定した誹謗中傷等の書き込みをする。

などです。

また、酔ってからんだり暴言・暴力・性的嫌がらせなどを行なうなど、酒を介して人権侵害を行なうこともハラスメントです。

3) 皆さんが認識すべき事項

ハラスメントを防止するためには、まず上記のような言動を行わないようにすることが肝要です。自分の行為がハラスメントであると気づかない人もいるので、皆さん全員が次のことを認識する必要があります。

- (1) 対人関係の中で、言動に対する受け止め方には個人や男・女間、その人物の立場によって差があること。具体的には次の点に留意する必要があります。
 - ① 親しさを表すつもりの方でも、相手を不快にさせる場合があること。
 - ② 不快感には個人差があること。
 - ③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な思いこみをしないこと。
- (2) 相手が拒否したり、または嫌がったりしていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないこと。
- (3) ハラスメントであるか否かについて、相手から意思表示があるとは限らないこと。
- (4) ハラスメントを容認したり、見て見ぬふりをしないこと。

4) ハラスメントを受けたと感じたときには

ハラスメントを受けたと感じたとき、あるいは身近でハラスメントが起きた場合は、その継続と拡大を防ぎ、早急に解決することが求められます。そのためには、自分が不快だと感じた場合は、そのことを相手に勇気をもって表明する必要があります。しかし、友達関係を壊したくないといった理由で、ハラスメントをする人に伝えられない場合には、信頼できる周囲の人(教職員)や友人、学生相談室のカウンセラー、ハラスメント相談員等に気軽に相談してください。

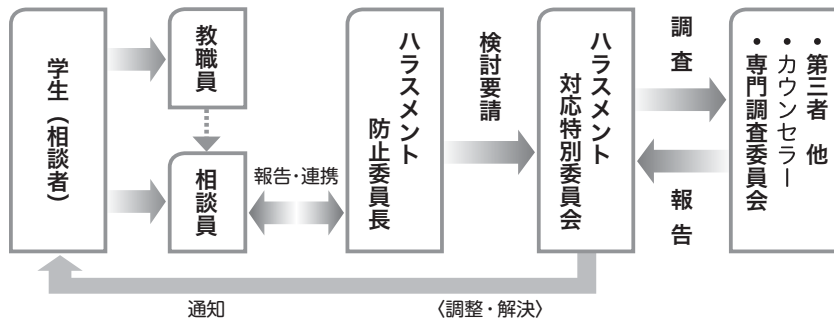
5) 身近でハラスメントが起きた場合

- (1) 実際に身近でハラスメントを見聞きした場合は、はっきりとハラスメントを行った人に注意を促してください。
- (2) 友人から相談を受けた場合は、ハラスメントを受けた人の立場に立って解決にむけて協力してください。

- (3) 友人が困っていたら、親身に話を聞いて対策を考えるとともに、「ハラスメント相談員」へ相談することを勧めましょう。一緒に相談に付き添えますし、本人に代わって相談することも可能です。

6) 解決までのプロセス

本学では、ハラスメント相談員や防止委員会等が、あなたのプライバシーを固く守りつつ、問題の解決に努めます。



7) 相談員の連絡先

- (1) 相談員の連絡先は、掲示板もしくは学内ホームページをご覧ください。
- (2) 相談・相談員に関する問い合わせ
 学生支援課TEL：045-922-5641
 E-mail：shien@soei.ac.jp

7 ソーシャルメディア利用についての注意

LINE, Twitter, Facebook, ブログなどのSNS (social networking service) にむやみに個人情報を公開しないよう気をつけましょう。思わぬ事件や犯罪に巻き込まれることがあります。横浜創英大学は、論理性と人間性を身につけ「考えて行動のできる人」の人材を輩出することを理念にかかげています。その理念に照らし、学生が個人の責任において行う自由な言論活動・コミュニケーション活動を尊重しています。但し、自由には責任が伴います。法令違反があれば刑事罰に問われることもあり、利害関係者との間で民事訴訟になる場合もあります。特に、看護学部・こども教育学部ともに学外での実習があり、実習中に知りえた患者さんやこどもの生活や発言、家庭環境などを家族や友達に話したり、自分のブログでつぶやいたり、写真を載せたりすることは、自分では、何気ないことと思っていっても、そのことにより自分自身や周りの人の個人情報の漏えいにもつながります。このことを十分に自覚した上で、オンラインでのコミュニケーション活動においては、本学の学生として品位ある態度を取り、あくまで自己責任で行ってください。

1) 法令遵守

日本国の法令を遵守して下さい。特に著作権の公正な取り扱いには注意して下さい。

2) 諸外国の法令・国際法遵守

留学や旅行など国外においても、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を遵守して下さい。